

LPガス保安の確保に向けた取組状況に関する 平成27年度トップヒアリングの結果

平成28年3月10日
経済産業省
商務流通保安グループ
ガス安全室

I. ヒアリングの趣旨

経済産業省は、LPガス販売事業者等に対し、毎年度、液化石油ガス販売事業者等保安対策指針を提示し、具体的な自主保安の向上を促している。平成17年度から、この進捗状況も含め、各社の保安確保の方針、そのための具体的な取組、保安体制の確立状況等に関して、トップ（社長）の方々からヒアリングしており、今回は8回目となる。

II. ヒアリングの対象事業者等

平成27年度のヒアリングは、経済産業省本省に登録されているLPガス販売事業者又は認定されている保安機関のうち、過去5か年間に於いて行政処分又は行政指導を受けた事業者、トップヒアリングをまだ実施していない事業者、最近社長の交代があった事業者の中から、以下の10社に協力いただいた。

対象事業者：株式会社エネルギーセンター鳥取、岡谷酸素株式会社、北日本物産株式会社、サカキ産業株式会社、関彰商事株式会社、大丸エナウイン株式会社、フジホームサービス株式会社、ミライフ西日本株式会社、吉延石油株式会社、レモンガス株式会社（計10社、50音順）

実施日：平成27年9月25日～11月24日

III. ヒアリングの結果（各社の取組等について）

ヒアリングの結果は、概ね以下の通り。

○法令遵守の徹底等

御協力いただいた多くの経営者が保安に対する姿勢について、「経営方針」や「経営理念」等の形で社員に対し明確に表明する、「コンプライアンス」に関する会議等、保安対策指針に沿った取り組みを行うほか、LPガス販売事業者等の義務を再確認するため、委託先保安機関が行った保安業務結果についても、業務主任者等によりダブルチェックを行う等、保安レベルの向上に努めていた。

また、保安教育の確実な実施を図るため、多くの経営者が年間保安教育計画を策定し、高压ガス保安協会や日本液化石油ガス協議会、各都道府県LPガス協会等が主催する講習会に参加する等、行政や業界団体の取り組みが積極的に活用されていた。

○組織内のリスク管理の徹底

リスク管理を徹底するため、自社内での保安にかかる社内監査を行っている、また、保安業務に係る記録等について、業務主任者等によるダブルチェックを実施するほか、経営者自らが確認を行っているケースも見受けられた。また、経済産業省が推進している「自主保安活動チェックシート」

や自社で作成したチェックシートにより、現場の実態を把握し、課題の抽出を行う等、多くの事業者において工夫がみられた。

○事故防止対策

・CO（一酸化炭素）中毒事故の防止

多くの事業者においては、チラシ等を活用し周知を行いCO警報器や換気警報器の設置を推進している。事業者によっては、点検の際、業務用施設には、換気警報器を推奨し、ほぼ100%設置しているという事業者もあった。また、一般消費者等に対し、不完全燃焼防止装置が付いていない古いガス機器の交換を強力に推奨する等、より安全な最新のガス機器への取り替え促進に努めていた。

・一般消費者等に起因する事故の防止

ほとんどの事業者がガス栓カバー又はゴムキャップの設置を促進していた。また、展示会等のイベントを通じて一般消費者に対し、Siセンサー付コンロの推奨、また、高齢者に対する周知の際は、文字や絵が大きく見やすい資料を使用する等といった工夫がなされていた。

・LPガス販売事業者等に起因する事故の防止

期限内の取替えを着実に実施するため、調整器、マイコンメーター、高圧ホース等の期限管理をコンピューターで行うこと、また、消費機器の交換・修理等の作業については、独自にマニュアルを作成する等、様々な取り組みがみられた。

○自然災害対策

平成25年3月にとりまとめた「LPガス災害対策マニュアル」を活用し、多くの事業者において容器転倒防止対策、ガス放出防止型高圧ホースの設置に取り組んでいた。社内の体制を整え、年に何度かの訓練を実施する等、災害時に直ちに対応出来るよう備えている事業者が見受けられた。事業者の中には、中核充てん所となり、災害時の衛星電話や非常用ガス発電機等を備えているところもあった。また、雪害対策として、容器格納庫の設置を推奨したり、雪除けやボンベカバーの設置、経済産業省が発出した通知文書やチラシを活用し、多くの事業者が事故の未然防止に努めていた。

○事故への対応

すべての事業者において、休日夜間での宿日直等の緊急時に対する対応体制を設置している。また、災害発生時に対応するため、地域の行政機関と連携した防災訓練に積極的に参加する等の工夫がみられた。

○今後の事業展開について

バルク貯槽等の20年検査に向けた対応を現時点から取り組み始める等積極的な対応を図る事業者もあった。保安対策予算に関しては、多くの事業者が期限管理とあいまって、年度当初からメーター交換等確実な保安予算確保に努めていた。オール電化やエネルギー間競争に対しては、多くの事業者は状況を注視しているところではあるが、太陽光発電等への対応を積極的に実施し

ようとする事業者もみられた。

○2020年目標達成に向けた自社の取組

平成27年度保安対策指針に盛り込んだ目標、死亡者をゼロ、負傷者を25人未満を目指すために、一般消費者等の保安確保のため、保安対策の更なる取組としては、CO警報器やガス漏れ警報器の設置、また新たなガス機器への交換等を挙げる事業者が多かった。

○女性職員の活用

多くの事業者では、女性職員の活用はあまり進んでいないが、中には、従業員のうち2割程度は女性というところがあった。経理、情報管理や検針等で女性職員が活躍できる場があるのではないかとの事業者の声があった。

○認定販売事業者制度の有効活用について

集中監視システムの導入には、前向きに検討している事業者が多いが、予算的な制約等によってまだまだ進んでいないのが現状であった。認定に関しては70%ハードルは高いと感じている事業者が多かった。

○一般消費者等への周知活動

定期点検や14条書面での通知に加え、地域のイベントやミニコミ誌、あるいはマンガ等を利用した通知文、年末のカレンダー配布等それぞれ工夫がみられた。特に高齢者への周知に配慮している事業者が多かった。

ヒアリング各社の具体的な取組については、「平成27年度液化石油ガス販売事業者等保安対策指針」の取組状況（資料2-1）において紹介している。